

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日からA所在のB会社（以下「会社」という。）C支店に雇用され、スーパーマーケット各店舗を回り商品の陳列や補充作業等を行う業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院において「クローン病」の入院治療中、同病院精神科を受診し「クローン病に伴う精神症状としての情動不安定」と診断され、E医院に転医し、通院治療していたところ、平成〇年〇月〇日午後〇時頃から上腹部痛が出現したため、同月〇日、F病院に救急搬送された。請求人によると、上司からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）的な発言でプレッシャーをかけ続けられたことが精神的なダメージとなり、気持ちが滅入ってしまい、同年〇月下旬には職場に行くのが嫌になったという。
- 3 本件は、請求人が、同人の精神障害は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期については、決定書理由に説示のとおり、請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、平成〇年〇月〇日頃に悪化したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の悪化前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、上司からパワハラ的発言があった、冷たい言い方をされたと主張しているので、以下、検討する。

請求人は、上司から、入社間もない平成〇年〇月に「お前は遅い。そんなんじゃ全然だめだ、もっと早くやれ。システムも変わるんだから。」、「〇月には一人でやるんだから早く仕事を覚えろ。」とのパワハラ的な発言があり（以下「発言①」という。）、同年〇月上旬に「帰りになんで業務が終わったことの報告をしないんだ。」と冷たい言い方をされた（以下「発言②」という。）と主張している。

この点について、G労務課長は、要旨、「請求人のいう上司は、Hだと思う。同人に確認したところ、発言①について、同乗者から『請求人は歩くのがだんだん遅くなってきた。』との話があったので、『早く仕事を進めるように。』

と業務指導した。その際、請求人が同年〇月〇日から独り立ちする予定だったので、きつようなら店舗を変えようかとのアドバイスもしていた。『システムも変わるんだから。』との発言はしていない。発言②について、請求人だけでなく、他の社員にも『帰る際には、必ず業務終了の報告をしてください。』と業務指示として伝えており、『帰りになんで報告をしないんだ。』というような冷たい言い方はしていないとのことであった。」と述べ、上司のパワハラ的発言や冷たい言い方を否定している。請求人が上司の発言によって一時的に精神的な負担を感じることはあったとしても、同発言の内容からみて、業務指導の範囲内で行われたものであると考えることが相当であり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件疾病の悪化前おおむね6か月間において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないものと判断するのが相当であるから、本件疾病の悪化は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。